

放課後等デイサービス事業所 御中
児童発達支援事業所 御中

江東区障害福祉部障害者施策課長
江東区障害福祉部障害者支援課長

緊急事態宣言の延長を踏まえた障害児通所支援事業所の対応について

標記の件については、すでに東京都を通じて国や都の通知が各事業所に送付されているところですが、江東区内の各事業所においては、令和2年4月10日付2江障第109号「緊急事態宣言を踏まえた障害児通所支援事業所における対応について」（以下、「区通知」という。）でお示しした対応を引き続きお願いいたします。

なお、区通知でお示しいたしました、各施設において行事等の延期・中止を検討いただく期間については、令和2年5月31日まで延長いたしますので、各施設において適切に対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以下は、区通知でお示しした内容を追加・修正したものになります。下線部分が追加・修正を行った箇所になりますので、ご確認をお願いいたします。

記

1 放課後等デイサービスについて

(1) 厚生労働省および東京都からの通知を踏まえ、感染防止のため、仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対しては、児童の通所を控えるようお願いし、事業所への通所サービスの提供を縮小して実施するようお願いいたします。

ただし、医療、交通、金融、社会福祉等の社会生活を維持する上で必要なサービスに従事しているなど、仕事を休むことが困難な家庭の児童生徒については、通所サービスを提供するようお願いいたします。

(2) なお、利用者の自宅等において、以下と同程度以上の対応（代替的支援）を行った場合には、区として報酬の算定を認めます。

① 支援内容

・ 自宅で問題が生じてないか本人や家族の状況等を電話で確認する

(保護者の事情により電話対応が困難で、保護者がメール等による連絡を望む場合は、メール等による支援も可)

・ 児童の健康管理

・ 普段の通所では出来ない保護者や児童との個別のやりとりの実施

・ 今後スムーズに通所を再開できるようなサポート

・確認は、原則としてサービス開始時と終了時などを1日2回以上行う
(保護者の事情により2回以上の確認ができない場合は、1回でも可)

② 記録作業（東京都から送付されている様式を使用すること）

- ・日時、確認者（職員）、対応者（本人・家族等）
- ・本人の健康状態、体温、体調の変化
- ・家族の健康状態等
- ・本人の過ごし方に対するアドバイスや保護者からの相談への対応
- ・その他、必要と思われる事項など

(3) 留意事項

- ・報酬の算定等にあたっては保護者に費用負担が生じる旨の説明を行うこと
- ・記録は後日、保護者に説明し確認を得た上で署名または捺印をもらうこと
- ・記録は基本報酬の算定の根拠となるため、区が提出を求めることがある
- ・支給量の変更が必要な場合は、事前に障害者支援課 在宅生活相談係に相談をすること

(4) その他

緊急事態宣言が継続され、当初想定されていた期間を超える通所自粛や臨時休業が行われることにより、保護者においてこれまでと同様の対応ができなくなり新たに支援が必要となる事例や、代替的支援の必要性を改めて検討している事例が見受けられることから、事業所においては、保護者に対し支援の必要性を再度確認し、適切に支援が提供されるよう対応をお願いいたします。

また、厚生労働省は令和2年度補正予算において、放課後等デイサービス事業所が行う代替的支援に係る利用者負担について、区市町村が利用者に代わって事業所に支払った場合に、当該費用の2分の1を補助する事業を計上しております。現時点では事業スキームが示されていないため、本区での実施については検討中ですが、方針が固まり次第、ご連絡をいたします。

2 児童発達支援について

上記1（(4)を除く）を準用する。

【参考通知】

「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後等デイサービスに係るQ&Aについて（4月28日版）」（令和2年4月28日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）

「緊急事態宣言の延長を踏まえた障害児通所支援事業所及び障害児入所施設の対応について」（令和2年5月7日付東京都福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課長事務連絡）

「緊急事態宣言を踏まえた障害児通所支援事業所の支援提供について(その2)」
(令和2年4月16日付東京都福祉保健局障害者施策推進部障害児・療育担当課
長事務連絡)

「緊急事態宣言を踏まえた障害児通所支援事業所及び障害児入所施設の対応につ
いて」(令和2年4月10日付2福保障施第147号、同日付事務連絡)

【問い合わせ先】 江東区障害福祉部障害者支援課

(請求に関すること) 支援調整係 03-3647-9507

(支援や記録等に関すること) 在宅生活相談係 03-3647-4308